主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意(後記)は、単なる事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年九月六日

最高裁判所第一小法廷

裁判官	眞	野			毅
裁判官	澤	田	竹	治	郎
裁判官	产	藤	悠		輔
裁判官	岩	松	Ξ		郎